

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、玄海町長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 7 年 8 月 5 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）
- 2 作業期間 令和 7 年 7 月 18 日から同年 12 月 5 日まで
- 3 作業地域 玄海町の一部